

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除
における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関
する明細書

事業 年度	： ：	法人名	
----------	--------	-----	--

別表六
二十九

令三・四・一以後終了事業年度分

措 法 第 42 条 の 12 の 5 第 1 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 場 合						
調 整 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (別表六(二十七)「2」)	1	円	控 除 対 象	対 象 移 転 型 新 規 雇 用 者 総 数 (別表六(二十)付表「2の③」と「5の③」 のうち少ない数)	6	人
				対 象 移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 数 (別表六(二十)「10」又は「20」)	7	
当 期 の 終 了 の 日 に お け る 雇 用 者 の 数 (別表六(二十)付表「1の①」)	2	人	調 整 数 の 計 算	対 象 移 転 型 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 (別表六(二十)付表「11」)	8	
				控 除 対 象 調 整 数 (6)－(7)－(8) (マイナスの場合は0)	9	
調 整 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 (別表六(二十)「3」)	3			控 除 対 象 者 数 ((3)と((4)+(5)+(9))のうち少ない数)	10	
				雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 基 準 額 $\frac{(1)}{(2)} \times (10)$	11	
特 定 新 規 雇 用 者 基 礎 数 (別表六(二十)「9」又は「19」)	4			雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 控 除 額 $(11) \times \frac{20}{100}$	12	円
対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 (別表六(二十)付表「10」)	5					
措 法 第 42 条 の 12 の 5 第 2 項 の 規 定 の 適 用 を 受 け る 場 合						
調 整 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (別表六(二十八)「5」)	13	円	控 除 対 象	移 転 型 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 (別表六(二十)付表「5の③」)	19	人
				対 象 移 転 型 特 定 新 規 雇 用 者 数 (別表六(二十)「10」又は「20」)	20	
当 期 の 終 了 の 日 に お け る 雇 用 者 の 数 (別表六(二十)付表「1の①」)	14	人	調 整 数 の 計 算	対 象 移 転 型 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 (別表六(二十)付表「11」)	21	
				対 象 移 転 型 非 新 規 基 準 雇 用 者 数 (別表六(二十)付表「13」)	22	
調 整 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 (別表六(二十)「3」)	15			控 除 対 象 調 整 数 (19)－(20)－(21)－(22) (マイナスの場合は0)	23	
				控 除 対 象 者 数 ((15)と((16)+(17)+(18)+(23))のうち少ない数)	24	
特 定 新 規 雇 用 者 基 礎 数 (別表六(二十)「9」又は「19」)	16			雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 基 準 額 $\frac{(13)}{(14)} \times (24)$	25	円
				雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 控 除 額 $(25) \times \frac{20}{100}$	26	
対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 数 (別表六(二十)付表「10」)	17					
非 新 規 基 準 雇 用 者 数 (別表六(二十)付表「12」)	18					